海難審判庁

項目	平成18年度の目標(概要)
迅速な海難の調査及び審判	・海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。 ・社会的影響の大きい海難については、上記平均期間を10ヶ月以内とする。 ・水先人が関連する海難については、上記平均期間を10ヶ月以内とする。
海難に関する情報の利用促進	・「海難審判庁 HP」の裁決・広報等の各種データ提供の充実(HP訪問者のページ閲覧数を平均7頁以上とする)。 ・本庁及び地方機関において特定のテーマについての海難分析、図解による裁決事例集を5 回以上公表。 ・裁決及び海難分析結果を活用した海難防止に関する講習等を50回以上実施。